

# 草津市認知症施策アクション・プラン

## 第4期計画

(案)

令和6年 月

草 津 市



『認知症の人もその家族も安心して生活できるまちの実現』をめざして

本市では、認知症の人の意思や、その家族の思いが尊重され、認知症の人を含むすべての人が、住み慣れた地域で、地域の一員として、安心して暮らし続けることができるまちづくりを一層すすめていくため、誰もが認知症を「我が事」として受け止め、すべての主体が一体となり、一人ひとりがいきいきと輝き、認知症があっても安心して暮らすことのできるまちの実現に向けて、「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」を制定しました。

(令和2年7月1日施行)

## 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例(概要)



たび丸とロバ隊長

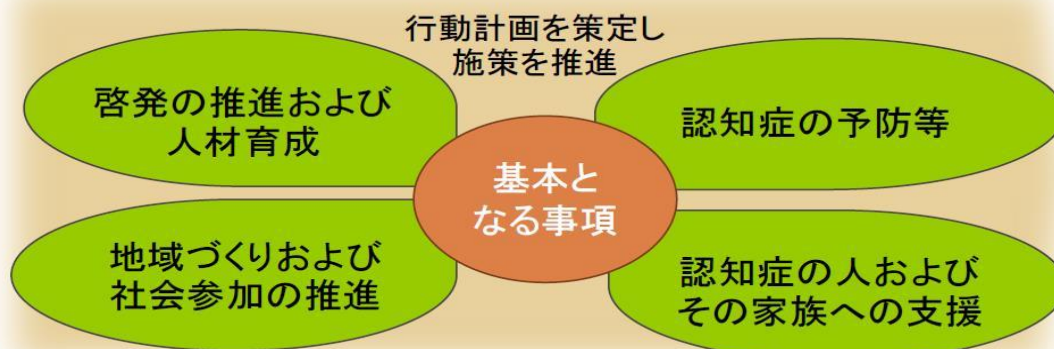
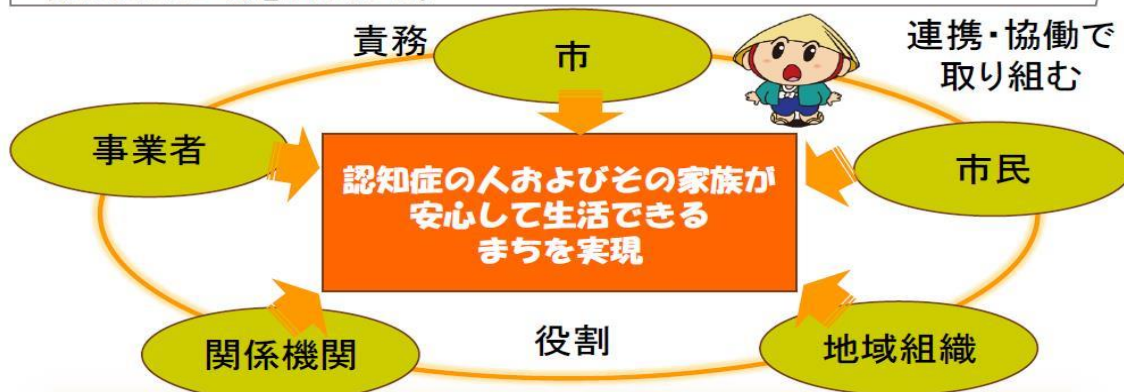
### 【目的】

この条例は、認知症があっても安心なまちづくりの基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、地域組織および関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

### 【基本理念】

市、市民、事業者、地域組織および関係機関は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- ✧ 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- ✧ 認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- ✧ 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。





## 目次

<b>第1章 プラン策定の趣旨</b> .....	1
1. プラン策定の背景 .....	1
2. プランの位置付け .....	1
3. プランの期間 .....	2
4. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進 .....	2
<b>第2章 草津市の認知症を取り巻く状況と今後の見込み</b> .....	3
1. 認知症高齢者の状況と今後の見込み .....	3
(1) 認知症高齢者の状況 .....	3
(2) 認知症高齢者の今後の見込み .....	8
<b>第3章 第3期計画における事業の実績と評価</b> .....	9
<b>第4章 行動計画</b> .....	11
1. プランの基本目標 .....	11
2. プランの施策（事業）体系 .....	12
3. 各論 .....	13
(1) 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進 .....	13
(2) 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進 .....	15
(3) 認知症の予防等の取組 .....	18
(4) 医療・介護等の支援体制づくりの推進 .....	21
(5) 認知症の人およびその家族への支援 .....	24
<b>第5章 プランの推進</b> .....	28
1. プランの周知 .....	28
2. プランの推進 .....	28

# 第1章 プラン策定の趣旨

## 1. プラン策定の背景

わが国の認知症の人の数は、平成24（2012）年で約462万人と推計されており、平成27（2015）年は500万人、令和2（2020）年は600万人を超えていると推計されています。今後、高齢化がさらに進展する中、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には認知症の人の数は約700万人、高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。

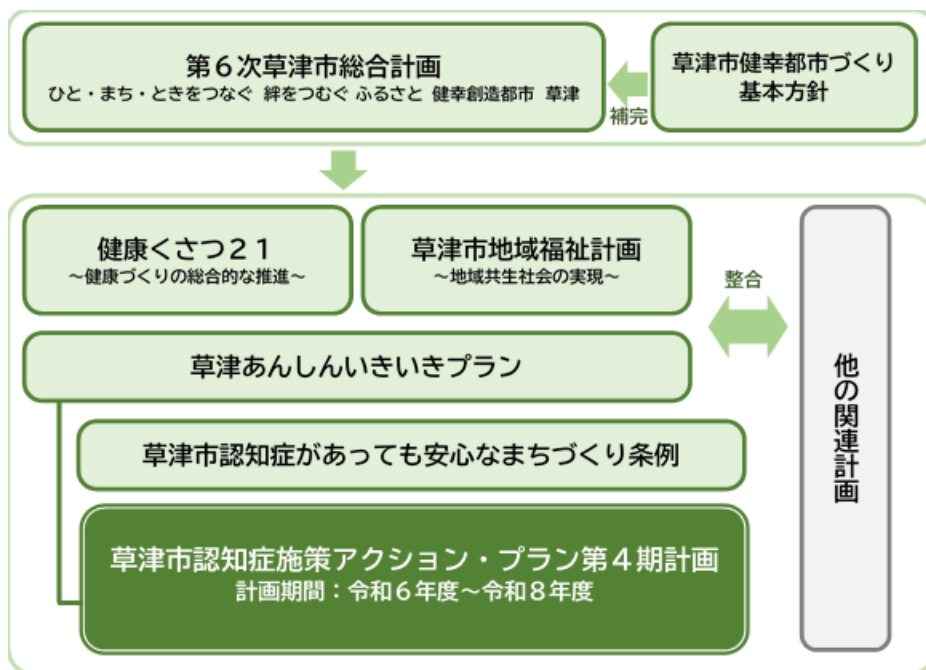
国では、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、すべての国民が相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を推進することを目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立し、今後、同法に基づく「認知症施策推進基本計画」の策定が進められます。

本市では、認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現するために、令和2年7月に「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」を制定し、本条例の理念を実現するために各種施策を進めてきました。

このたび、本市のこれまでの認知症に関する取組や国・県の動向を踏まえつつ、これからの認知症施策を総合的かつ計画的に進めていくための具体的な行動計画として草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画（令和6年度から令和8年度）を策定するものです。

## 2. プランの位置付け

本プランは、草津市認知症があっても安心なまちづくり条例第9条第1項に規定する行動計画として策定するものであり、「草津あんしんいきいきプラン」の基本目標である「認知症施策の推進」を具体的に推進していく行動計画となります。





### 3. プランの期間

本プランの期間は、草津あんしんいきいきプラン第9期計画の計画期間に合わせて、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年とします。

### 4. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。



本プランにおきましても、SDGsの視点を踏まえて、市民や事業者、地域組織、関係機関と相互に連携・協働しながら、認知症の人とその家族が安心して生活できるまちの実現を目指します。



## 第2章 草津市の認知症を取り巻く状況と今後の見込み

### 1. 認知症高齢者の状況と今後の見込み

#### (1) 認知症高齢者の状況

令和5年3月31日現在の要介護（要支援）認定者における認知症高齢者の日常生活自立度の結果データから本市の認知症該当者の状況を集計しました。なお、40歳から64歳までの第2号被保険者と、住所地特例対象者については集計結果に含まれていません。

集計結果に表記している「認知症高齢者の日常生活自立度」は、次ページの判定基準によります。

#### ※住所地特例

介護保険制度においては、65歳以上の者および40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所地の区市町村が実施する介護保険の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例対象施設に入所または入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所（居）前の住所地の区市町村（保険者）が実施する介護保険の被保険者となります。

（参考：東京都福祉保健局ホームページ）



【参考】認知症高齢者の日常生活自立度の判断基準

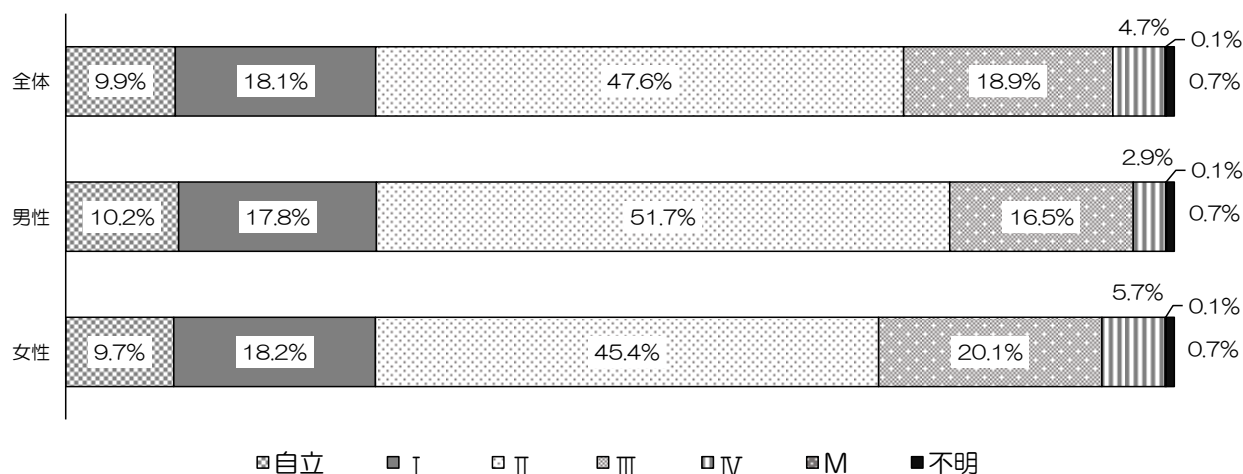
ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできていたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局通知)

認知症高齢者の日常生活自立度に基づく集計結果を第3期計画策定時の調査と比べると、要介護（要支援）認定者数は5,692人から6,634人となり、16.5%増加しています。自立度Ⅰ以上の認定者数は5,046人から5,929人となり17.5%の増加、その割合は88.6%から0.8ポイント上昇し89.4%となっています。

自立度別に見ると、自立の割合が第3期計画策定時の10.9%から1.0ポイント減少し9.9%、自立度Ⅰ・Ⅱの軽度の人割合が54.6%から11.1ポイント上昇し65.7%となっています。

【図表 要介護（要支援）認定者における日常生活自立度（男女別）】



		自立	I	II	III	IV	M	不明	計
全体	人	657	1,199	3,160	1,253	314	3	48	6,634
	構成比	9.9%	18.1%	47.6%	18.9%	4.7%	0.1%	0.7%	100.0%
男性	人	236	413	1,198	383	68	2	16	2,316
	構成比	10.2%	17.8%	51.7%	16.5%	2.9%	0.1%	0.7%	100.0%
女性	人	421	786	1,962	870	246	1	32	4,318
	構成比	9.7%	18.2%	45.4%	20.1%	5.7%	0.1%	0.7%	100.0%

資料：令和5年3月31日現在

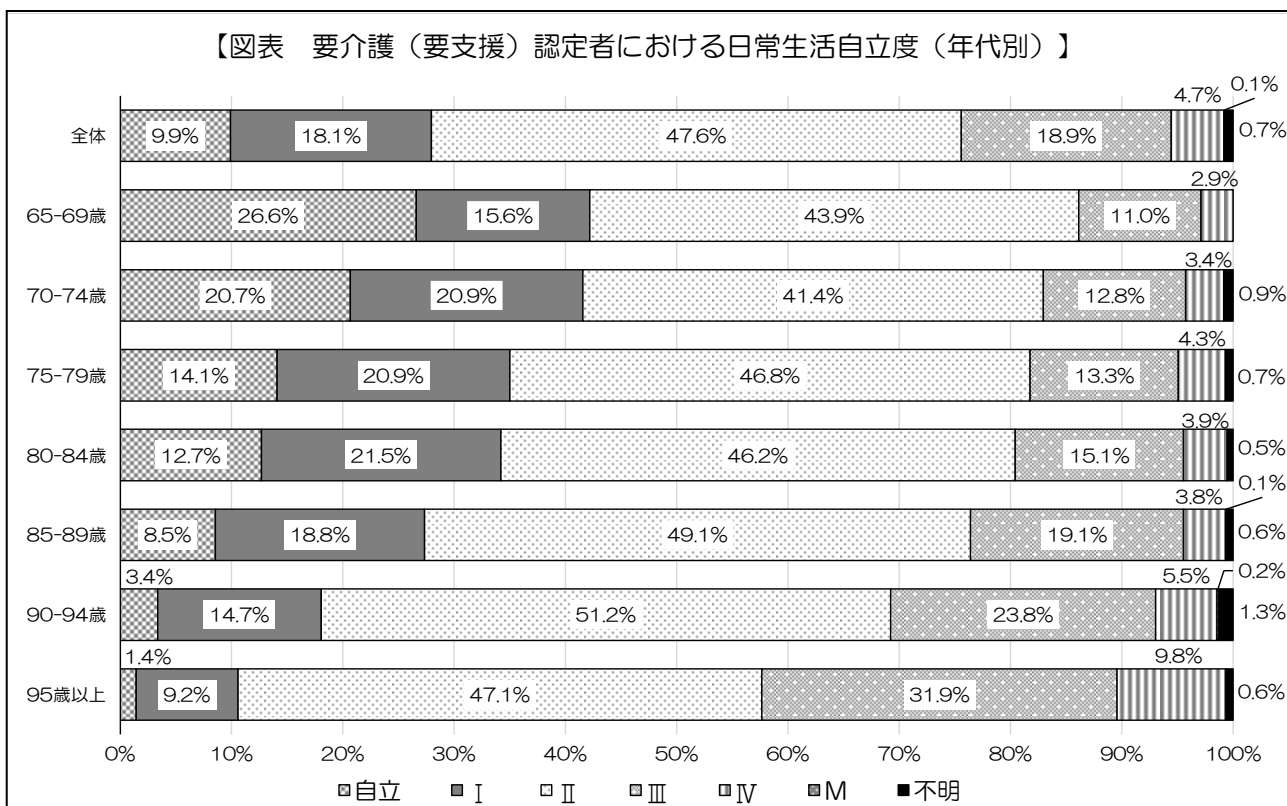
※構成比の計は、四捨五入の関係で100%を前後する場合があります。（以下同様）

※不明…草津市への転入者で、前住所地で受けていた介護認定を引き継いだため、認知症高齢者の日常生活自立度が把握できていない人

年代別で見ると、年齢の上昇とともに、自立の割合は低下し、自立度Ⅰ以上の割合が上昇傾向にあります。

85歳以上においては、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする自立度Ⅲ以上の上昇割合が高くなっています。

【図表 要介護（要支援）認定者における日常生活自立度（年代別）】



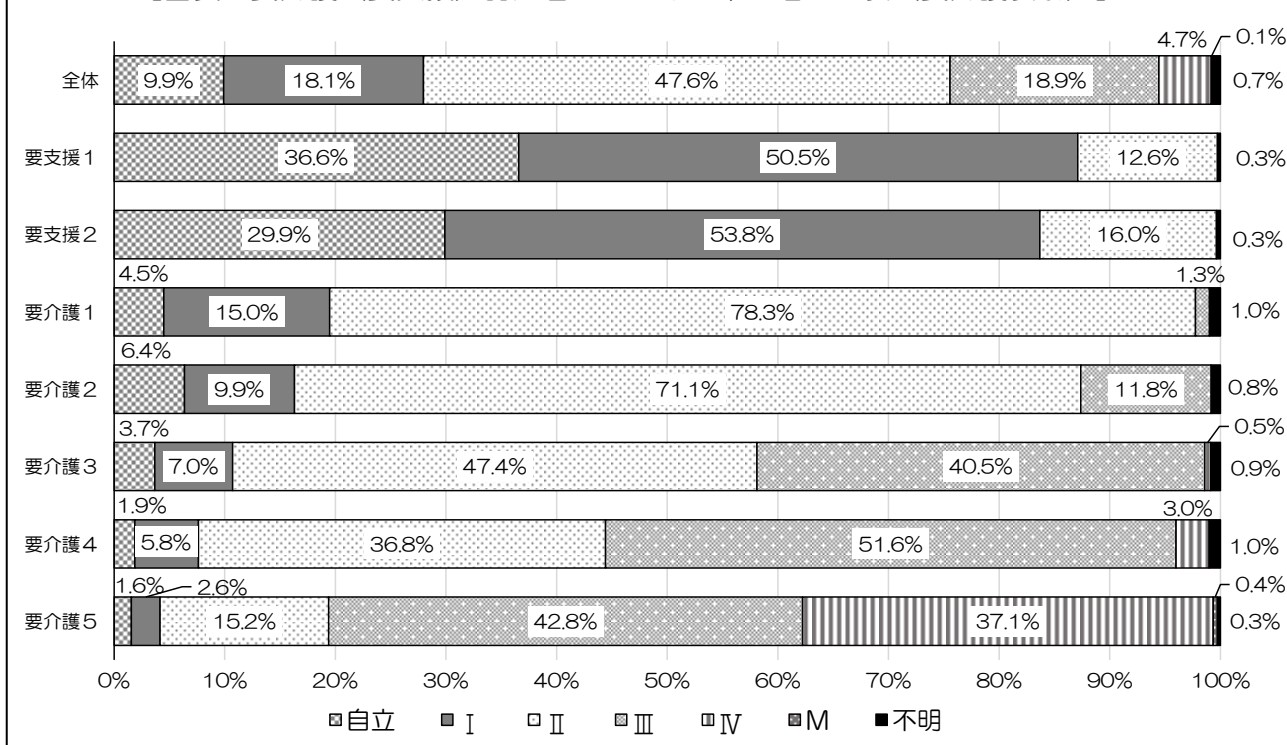
		自立	I	II	III	IV	M	不明	合計
全体	人	657	1,199	3,160	1,253	314	3	48	6,634
	構成比	9.9%	18.1%	47.6%	18.9%	4.7%	0.1%	0.7%	100.0%
65-69歳	人	46	27	76	19	5	0	0	173
	構成比	26.6%	15.6%	43.9%	11.0%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%
70-74歳	人	97	98	194	60	16	0	4	469
	構成比	20.7%	20.9%	41.4%	12.8%	3.4%	0.0%	0.9%	100.0%
75-79歳	人	126	187	418	119	38	0	6	894
	構成比	14.1%	20.9%	46.8%	13.3%	4.3%	0.0%	0.7%	100.0%
80-84歳	人	191	324	696	228	59	0	8	1,506
	構成比	12.7%	21.5%	46.2%	15.1%	3.9%	0.0%	0.5%	100.0%
85-89歳	人	146	321	838	327	65	1	10	1,708
	構成比	8.5%	18.8%	49.1%	19.1%	3.8%	0.1%	0.6%	100.0%
90-94歳	人	42	184	640	298	69	2	16	1,251
	構成比	3.4%	14.7%	51.2%	23.8%	5.5%	0.2%	1.3%	100.0%
95歳以上	人	9	58	298	202	62	0	4	633
	構成比	1.4%	9.2%	47.1%	31.9%	9.8%	0.0%	0.6%	100.0%

資料：令和5年3月31日現在

要介護度別に見ると、要支援1・2では、自立または自立度Ⅰの割合が高く、8割以上を占めています。

要介護1以上になると自立の割合は低下し、自立度Ⅰ以上がいずれも9割以上を占めています。要介護1～2は自立度Ⅱが最も多く、7割以上を占めており、要介護3～5は自立度Ⅲが4割以上を占めています。また、介護度が重くなるに伴って自立度Ⅳの割合が上昇し、要介護5は37.1%と高くなっています。

【図表 要介護（要支援）認定者における日常生活自立度（要介護度別）】



		自立	I	II	III	IV	M	不明	計
全体	人	657	1,199	3,160	1,253	314	3	48	6,634
	構成比	9.9%	18.1%	47.6%	18.9%	4.7%	0.1%	0.7%	100.0%
要支援1	人	278	384	96	0	0	0	2	760
	構成比	36.6%	50.5%	12.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
要支援2	人	174	313	93	0	0	0	2	582
	構成比	29.9%	53.8%	16.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
要介護1	人	82	274	1,429	23	0	0	18	1,826
	構成比	4.5%	15.0%	78.3%	1.3%	0.0%	0.0%	1.0%	100.0%
要介護2	人	62	97	693	115	0	0	8	975
	構成比	6.4%	9.9%	71.1%	11.8%	0.0%	0.0%	0.8%	100.0%
要介護3	人	34	65	438	374	5	0	8	924
	構成比	3.7%	7.0%	47.4%	40.5%	0.5%	0.0%	0.9%	100.0%
要介護4	人	15	46	294	412	24	0	8	799
	構成比	1.9%	5.8%	36.8%	51.6%	3.0%	0.0%	1.0%	100.0%
要介護5	人	12	20	117	329	285	3	2	768
	構成比	1.6%	2.6%	15.2%	42.8%	37.1%	0.4%	0.3%	100.0%

資料：令和5年3月31日現在

## (2) 認知症高齢者の今後の見込み

長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）のデータから推計した認知症の有病率の数値を用いて、本市における認知症高齢者の人数を推計しました。

まず、本プランの計画期間である令和6（2024）年から令和8（2026）年まで、および令和12（2030）年、令和17（2035）年、令和22（2040）年の総人口、高齢者人口の推計値と、令和5年現在の現状値は次のとおりとなっています。

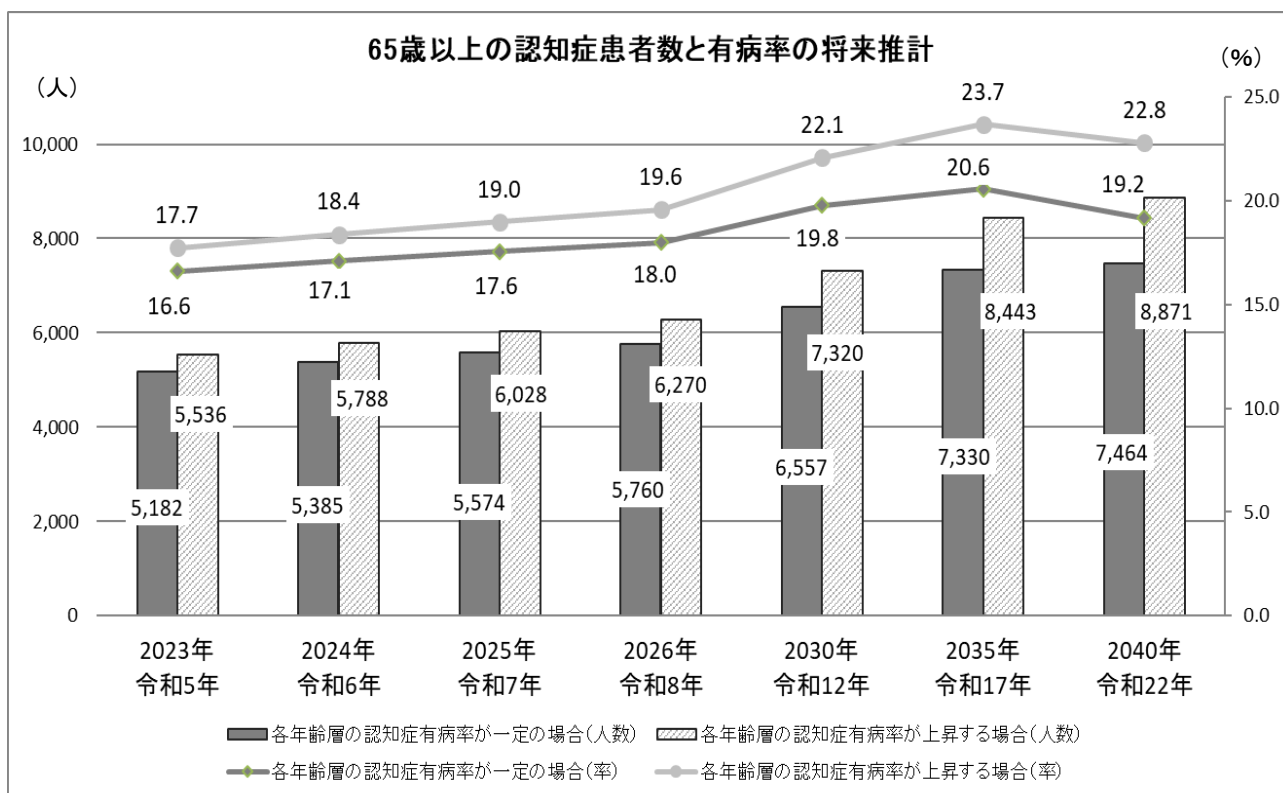
【人口の将来推計】

	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	139,550	140,177	140,850	141,152	142,071	140,742	139,134
65歳以上人口	31,267	31,488	31,757	32,019	33,166	35,643	38,920
75歳以上人口	16,976	17,942	18,714	19,256	20,124	19,951	20,298
高齢化率	22.4%	22.5%	22.5%	22.7%	23.3%	25.3%	28.0%
75歳以上比率	12.2%	12.8%	13.3%	13.6%	14.2%	14.2%	14.6%

\*草津市推計（令和5年10月1日推計）

上記の高齢者推計人口に、久山町研究により推計した有病率を乗じ、認知症有病者数を推計すると、令和8（2026）年で5,760人、令和22（2040）年には7,464人になると予想されます。

また、久山町研究からモデルを作成すると、生活習慣病（糖尿病）の有病率が認知症の有病率に影響することが分かっています。糖尿病の有病率が増加すると仮定した場合、認知症有病者数は令和22（2040）年で8,871人になり、糖尿病の有病率が一定だった場合と比べ約1,400人増加、有病率にして3.6ポイントの上昇が見込まれます。



## 第3章 第3期計画における事業の実績と評価

本プランの第3期計画では、5つの基本目標を設定し、取組を進めました。  
第3期計画の基本目標と、基本目標ごとの事業の実績と評価は以下のとおりです。

○ 実績	● 評価
------	------

### 1. 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進

- 認知症サポーター養成講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施回数は伸び悩んだものの、地域の団体や企業、小・中学生など幅広い世代へ認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を推進しました。
- 認知症キャラバン・メイトの養成を推進し、認知症サポーター養成講座の講師を務めていただくとともに、青空キャラバンなどの啓発活動を実施しました。
- 認知症の人やその家族の視点で認知症の啓発を行う認知症市民講座を開催し、認知症を「我が事」として捉える意識の醸成を図りました。
- 認知症サポーターステップアップ講座の受講を推進し、地域の実情に応じて活動できる人を増やす必要があります。

### 2. 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

- 外出中に道に迷う可能性がある高齢者の事前登録制度や見守りネットワーク加盟事業所の拡充を図り、平時の見守りと行方不明などの緊急時の対応に備えました。
- 地域組織が主体となり、近所で道に迷った高齢者への声かけや対応を模擬的に実践する「地域安心声かけ訓練」を行い、日頃から地域で見守る体制づくりを推進しました。
- 認知症に対する正しい知識と理解のもと、引き続き地域で認知症の人が安心して暮らせるような居場所づくりや見守り体制を推進する必要があります。

### 3. 認知症の予防等の取組

- 地域サロンやいきいき百歳体操などの通いの場の活動支援を通じて、参加者同士の交流等による社会参加を推進し、認知症予防につなげました。
- 認知症の早期発見を推進するため、本人やその家族が、認知機能の低下が気になった時に気軽にチェックできるシステムを啓発しました。
- 認知症の予防に関するエビデンスを収集し、正しい知識と理解に基づいた認知症への「備え」に関する取組を進める必要があります。

#### ● 4. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援体制づくりの推進 ●

- 高齢者が気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターの積極的な周知を行い、相談体制の充実に取り組みました。
- 専門職で構成される認知症初期集中支援チームが、関係機関との連携により、認知症状のアセスメントや対応方法等の助言、訪問指導を通じて、必要な医療や介護サービスに早期につなぐ支援を行いました。
- 認知症高齢者が必要なサービスの提供を受け、安定した在宅生活を送るために、中重度の認知症の人に対して、国が定める居宅介護サービス費支給限度額に一定額を上乗せする支給限度額上乗せサービスを実施しました。
- 認知症の人が必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、日頃から多職種によるサポート体制を構築する必要があります。

#### ● 5. 認知症の人およびその家族への支援 ●

- 認知症の相談窓口や認知症カフェの周知を通じて、悩みを相談したり、思いを共有できる取組を推進しました。
- 認知症の人を介護している家族が、認知症の理解を深め、介護方法や対応方法などを学ぶ家族介護教室を開催しました。
- GPS機器の無償貸与や認知症高齢者等個人賠償責任保険の周知等により、安心して外出できる環境づくりに取り組みました。
- 成年後見制度を必要な人が必要な時に利用できるように、制度の周知や利用促進を行いました。
- 認知症の人やその家族が地域で孤立することなく、いつでも気軽に相談できる体制を整備する必要があります。



## 第4章 行動計画

### 1. プランの基本目標

本プランでは、引き続き、「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」の理念の実現等に向けて取り組む必要があることから、第3期計画からの目標を継承し、「認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進」「認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進」「認知症の予防等の取組」「医療・介護等の支援体制づくりの推進」「認知症の人およびその家族への支援」の5つの基本目標を設定しました。

#### 理念

- ◆すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり
- ◆認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現
- ◆認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくり
- ◆各主体がそれぞれの役割を認識し、相互の連携・協働による、認知症があっても安心なまちづくり

#### 目的

認知症の人とその家族も安心して生活できるまちの実現

#### 5つの基本目標

- (1) 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進
- (2) 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進
- (3) 認知症の予防等の取組
- (4) 医療・介護等の支援体制づくりの推進
- (5) 認知症の人およびその家族への支援

◇認知症の人とその家族の視点の尊重◇

#### ◇認知症の人とその家族の視点の尊重◇

認知症があっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症の人の意思や家族の思いが尊重されることが重要です。このことは、すべての基本目標に共通する考え方です。

## 2. プランの施策（事業）体系

プランの基本目標	施策（事業）
1. 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進	(1) 認知症サポーターの推進 (2) 認知症キャラバン・メイトの推進 (3) 認知症市民講座の開催
2. 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	(1) 認知症の人にやさしいお店の推進 (2) 認知症高齢者等見守りネットワークの推進 (3) 地域安心声かけ訓練の推進 (4) 若年性認知症の人への支援 (5) チームオレンジの推進
3. 認知症の予防等の取組	(1) 地域の通いの場の推進 (2) 生活習慣病や糖尿病予防の啓発 (3) 認知症簡易チェックシステムの啓発 (4) フレイル予防の推進 (5) 生涯スポーツ活動の推進 (6) 生涯学習活動の推進
4. 医療・介護等の支援体制づくりの推進	(1) かかりつけ医の周知 (2) 地域包括支援センターの周知 (3) 認知症初期集中支援チームの推進 (4) 在宅医療・介護連携の推進 (5) ケアマネジメントの向上 (6) 認知症高齢者への支給限度額上乘せサービスの実施
5. 認知症の人およびその家族への支援	(1) 認知症なんでも相談所の周知 (2) 認知症カフェ等の推進 (3) 家族介護教室の開催 (4) 認知症高齢者等探索システム等の啓発 (5) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の啓発 (6) 成年後見制度の利用促進および支援 (7) 高齢者虐待の防止 (8) 本人ミーティングの推進

### 3. 各論

#### 基本目標 1

#### 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進

##### 【現状と課題】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において「認知症サポーター養成講座を知っているか」は、「知っている」が23.4%で、「知らない」が72.4%となっています。
- 認知症サポーターの数は年々増加していますが、認知症についての正しい理解や見守り活動を広げるため、子どもから高齢者まであらゆる世代のサポーター養成を拡充する必要があります。
- 認知症サポーター養成講座を受講した人を対象に認知症サポーターステップアップ講座を実施していますが、さらにサポーターの学びを深め、地域の実情に応じた見守り等の実際の活動につながるサポーターの養成が期待されます。
- 認知症の人とその家族の思いや認知症の人がいきいきと活動している姿を発信するなど、認知症に対する画一的なイメージを払拭し、市民が認知症を「我が事」として捉えることができるように、認知症の本人やその家族の視点から啓発に取り組む必要があります。

##### 【今後の方向】

誰もが認知症になりうるものとして捉え、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくため、認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を推進します。

また、認知症サポーター養成講座などのあらゆる機会を通じて、認知症を「我が事」として捉え、市民一人ひとりが認知症の人やその家族を自分のできる範囲でサポートする機運の醸成を図ります。

#### 基本目標 1 の到達目標

◎認知症サポーター養成講座受講者数	18,000人
【令和4年度末時点	16,552人】

## 【行動計画】

1 - (1) 認知症サポーターの推進		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症サポーター養成講座を受講することで、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として、できる範囲で活動するサポーターの養成を推進します。	
内容	子どもから働く世代、高齢者までの幅広い年代を対象に、認知症サポーター養成講座を実施します。 また、認知症サポーター養成講座を受講した人が、認知症の人やその家族を地域全体で支える体制づくりを学ぶ場として、ステップアップ講座を実施します。	

### ■■ 認知症サポーター ■■

認知症サポーターは、何か特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことです。そのうえで、たとえば、友人や家族にその知識を伝える、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努めるなど、自分のできる範囲で活動していただきます。

認知症サポーターを増やすことで、認知症があっても安心して暮らせるまちを目指しています。

1 - (2) 認知症キャラバン・メイトの推進		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症サポーター養成講座の講師や各種啓発活動等に協力する「認知症キャラバン・メイト」の充実を目指します。	
内容	市民や事業所職員等に向けて、認知症キャラバン・メイト養成講座を行います。（湖南4市合同で2年に1回） また、認知症キャラバン・メイトの定期的な連絡会の開催および、県内の自治体や先進地との交流会（情報交換会）を行います。	

1 - (3) 認知症市民講座の開催		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症を「我が事」として捉え、認知症の人やその家族を地域で見守り支える意識の醸成を図ります。	
内容	認知症の人やその家族の声を発信するなど、認知症に対する正しい理解の普及啓発を行う認知症市民講座を開催します。	

## 【現状と課題】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において「認知症があっても住み慣れた地域で安心して生活をするために大切なこと」は、「日ごろからの支え合いや声かけ、挨拶」が66.9%と最も多く、次いで「認知症であることを近所の人に話しておくこと」が40.5%となっています。
- 市、市民、事業者、地域組織、関係機関が連携・協働して取組を進めることで、お互いに相談しやすい関係づくりを推進し、地域の見守りにつながる支援の輪を広げていく必要があります。
- 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めるために、認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターなどの支援者をつなぐ仕組みを構築していく必要があります。

## 【今後の方向】

- 認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていくために、市だけでなく、市民や事業所、地域組織、関係機関が一層の連携・協働の関係づくりに取り組み、緊急時の備えと平時の見守りを強化する体制の構築やネットワークの拡充等を推進します。
- また、認知症の人やその家族のニーズに応じて、具体的な支援が行われるような仕組みづくりや、声かけ・見守りなど地域での関係づくりを進めることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

## ■ 基本目標 2 の到達目標

- ◎認知症高齢者等見守りネットワーク加盟事業所数 280団体  
【令和4年度末時点 205団体】
- ◎チームオレンジの立ち上げ  
【令和4年度末時点 未設置】

※チームオレンジについては、P17をご覧ください。

## 【行動計画】

<b>2 - (1) 認知症の人にやさしいお店の推進</b>		<b>担当課：長寿いきがい課</b>
目的	認知症の人と地域で関わる人が多い小売業・金融機関・公共交通機関等で働く人たちが、認知症の理解を深め、適切な対応をとれるお店の増加を目指します。	
内容	認知症サポーター養成講座を受講した事業所を「認知症の人にやさしいお店(事業所)」として登録を行い、市ホームページに掲載します。	

<b>2 - (2) 認知症高齢者等見守りネットワークの推進</b>		<b>担当課：長寿いきがい課</b>
目的	外出中に道に迷うおそれのある高齢者を日常的に見守り、早期発見・保護につなげることで、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活することを目指します。	
内容	認知症高齢者等が道に迷った際に、地域の企業や事業者等で構成する「認知症高齢者等見守りネットワーク」に行方不明者の情報を提供し、早期の発見・保護につなげる体制を構築します。 そのため、行方不明になるおそれのある高齢者の事前登録を推進するとともに、「認知症高齢者等見守りネットワーク」の加盟事業所数の拡充を図ります。	

<b>2 - (3) 地域安心声かけ訓練の推進</b>		<b>担当課：長寿いきがい課</b>
目的	地域の人が認知症について学び、道に迷った高齢者の気持ちに配慮した声かけや見守りを体験することで、日頃から認知症の人を地域で見守る体制づくりを強化します。	
内容	地域組織が主体となって、地域包括支援センターや介護事業所等と協力し、認知症の人への声かけや対応を模擬的に実践することで、普段から認知症の人やその家族を地域で支え見守る意識を醸成する「地域安心声かけ訓練」の啓発および導入支援を行います。	

## 2 - (4) 若年性認知症の人への支援 担当課：長寿いきがい課、人とくらしのサポートセンター

目的	若年性認知症の人やその家族が、適切な支援を受け安心して生活できることを目指します。
内容	県が実施している若年性認知症支援者見える化事業や、若年性認知症リーフレット・パンフレット、若年性認知症支援マニュアルなどを活用しながら、若年性認知症の人やその家族に対応した医療機関や居場所等の情報提供を行います。 また、制度のはざまの課題がある若年性認知症の人にとって、アウトリーチ支援事業や参加支援事業等の重層的支援体制整備事業を活用し、当事者の状況に応じた適切な支援や社会参加につなげます。

### ■■若年性認知症支援者見える化事業■■

若年性認知症の支援体制に関して一定の要件を満たした事業所について、関係機関への情報提供や県ホームページでの公開等により、支援者の見える化を推進します。

## 2 - (5) チームオレンジの推進 担当課：長寿いきがい課

目的	認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みづくりを通じて、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。
内容	関係者や関係団体と一緒に、本市におけるチームオレンジのあり方を検討し、活動の具体化を図ります。

### ■■チームオレンジ■■

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに応じて具体的な支援につなげる仕組みを地域ごとに構築するものです。

また、チームオレンジは、認知症本人とともに、地域の社会資源を活かしたインフォーマルな支え合いの仕組みづくりを行う一つの手段であることから、地域の本人や家族のニーズ、社会資源の状況に応じて、多様な形が考えられます。



**【現状と課題】**

- 国の認知症施策推進大綱において、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」としており、認知症を正しく理解し、適切にアプローチすることが重要です。
- 糖尿病等の生活習慣病が認知症のリスク要因として挙げられており、生活習慣の改善に向けて、具体的な周知啓発に取り組む必要があります。
- 認知症の人だけでなく、地域住民や高齢者全般を対象としたスポーツや学習活動などの場も幅広く活用することが必要です。
- 認知症予防にかかる学術的研究が進んでおり、本市においても、実証研究の一環である「petit笑店」が立命館大学教授を中心とした研究チームで実施されています。今後も様々な研究の動向や成果等に注視していく必要があります。

**【今後の方向】**

運動習慣や学習活動の継続、糖尿病等の生活習慣病予防やフレイル予防の取組等を通じて、社会参加による社会的孤立の解消、役割の保持等を推進するとともに、高齢者が身近に通える場の活動を支援することで、認知症の予防啓発を図ります。

また、正しい知識と理解に基づいた予防に関するエビデンスの収集・普及を図ることで、認知症への「備え」としての取組を進めます。

**基本目標3の到達目標**

◎地域サロン団体数 160団体  
【令和5年度当初時点 144団体】

◎地域での活動に参加している人の割合の増加  
【令和4年度末時点 73.5%】

## 【行動計画】

<b>3 - (1) 地域の通いの場の推進</b>		担当課：長寿いきがい課
目的	身近に通える場への参加や相互交流を通じて、社会的孤立の解消や社会的役割を担うことで、認知症の予防を図ります。	
内容	地域において高齢者が気軽に参加できる場の活動支援に向けて、地域サロンやいきいき百歳体操等の立ち上げ支援や周知を行います。	

<b>3 - (2) 生活習慣病や糖尿病予防の啓発</b>		担当課：健康増進課、保険年金課
目的	市民が、認知症のリスク要因である糖尿病をはじめとした生活習慣病を予防できるよう、健康意識の向上を目指します。	
内容	糖尿病等の生活習慣病の予防や生活習慣の改善について、各種講座や特定健康診査等の様々な機会を通じて啓発します。 また、生活習慣病予防など、健康づくりに資するレシピを周知啓発します。	

<b>3 - (3) 認知症簡易チェックシステムの啓発</b>		担当課：長寿いきがい課
目的	早期に認知症に気づき、相談機関や医療機関につながることで、認知症の重症化を防ぐための支援を行います。	
内容	認知症や運動機能の低下が気になったときに、気軽に行うことができる認知症簡易チェックシステムの活用を啓発します。	

<b>3 - (4) フレイル予防の推進</b>		担当課：長寿いきがい課
目的	栄養・運動・社会参加の充実によるフレイル予防の取組を通じて、心身の健康保持・増進を図ります。	
内容	理学療法士や栄養士、歯科衛生士、保健師による出前講座等を通じて、フレイル予防の啓発を進めます。	

**3 - (5) 生涯スポーツ活動の推進****担当課：スポーツ推進課**

目 的	スポーツを通じた健康づくりや、スポーツイベント等の参加者同士の交流を通じて、心身の健康保持・増進を図ります。
内 容	気軽に参加できるウォーキングイベントの周知など、地域や各種スポーツ団体の活動を支援することで、いつまでもスポーツに親しめる機会の充実を図ります。

**3 - (6) 生涯学習活動の推進****担当課：生涯学習課**

目 的	文化活動や生涯学習活動の機会の充実および地域協働合校を推進し、心身の健康保持・増進を図ります。
内 容	高齢者が身近に文化・芸術に触れる機会や学習機会の提供、各種講座や学習情報の発信を行うとともに、学校・家庭・地域が連携して行う地域協働合校を推進します。

## 【現状と課題】

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において「あなたが知っている認知症の相談窓口はどこですか」は、「地域包括支援センター」が60.2%と最も多く、次いで「かかりつけ医」が45.1%となっています。
- 専門職で構成される認知症初期集中支援チームで認知症初期の支援を包括的・集中的に行い、適切な治療や必要なサービスにつなげるとともに、認知症の人やその家族のサポートを進めています。
- 住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送るために、医療や介護の専門職を中心に、研修会等の実施を通じて、ケアマネジメントの向上に取り組む必要があります。
- 地域で高齢者を支援する関係機関が認知症に関する専門知識や技能を向上させるとともに、認知症の状態に応じた切れ目のない適切な支援やサービスが提供されるよう、医療と介護に関わる関係者の連携体制を強化する必要があります。

## 【今後の方向】

認知症の人やその家族の生活の質を高め、住み慣れた地域でなじみの暮らしや関係が継続できるように、認知症に関わる支援者の対応力向上への支援を行います。

また、認知症の状態や家族の介護状況、容態の変化に応じた、適時・適切な切れ目のない対応に向けて、医療と介護に携わる多職種連携体制を強化し、包括的・継続的な支援が提供される体制構築を行います。

## ■ 基本目標 4 の到達目標

◎地域包括支援センターへの認知症に関する相談件数の増加

【令和4年度相談件数 2,160件】

◎かかりつけ医を持っている人の割合の増加

【令和4年度末時点 80.7%】

## 【行動計画】

4 - (1) かかりつけ医の周知		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症の人やその家族が、早期に相談や診断を受けることや、かかりつけ医を持つことの重要性を啓発します。	
内容	認知症の人を発症初期から支え続けるために、かかりつけ医の周知をはじめ、認知症相談医や認知症サポート医の周知を行います。	

4 - (2) 地域包括支援センターの周知		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症の正しい知識と理解を通じて、認知症の人やその家族が気軽に相談でき、適切な支援やサービスにつながるようにします。	
内容	地域包括支援センターの周知を行うとともに、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人やその家族の相談対応をはじめ、適切な支援に取り組みます。	

4 - (3) 認知症初期集中支援チームの推進		担当課：長寿いきがい課
目的	認知症の人やその家族が早期に適切な治療や相談支援につながり、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることを目指します。	
内容	認知症の人やその家族が早期に必要な支援や医療、介護を受けられるように、認知症初期集中支援チームが介入し、早期診断・早期対応の体制を構築するとともに、認知症の人に関わる支援者の対応力の向上を図ります。	

### ■ ■ 認知症初期集中支援チーム ■ ■

認知症専門医の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人または認知症の人や家族に対して訪問、観察・評価等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものです。

<b>4 - (4) 在宅医療・介護連携の推進</b>		<b>担当課：長寿いきがい課</b>
目的	認知症の人を含む高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供体制を構築することを目指します。	
内容	認知症相談医や認知症サポート医等の医療関係者と介護関係者との連携強化に向けて、多職種による研修会や交流会を開催します。	

<b>4 - (5) ケアマネジメントの向上</b>		<b>担当課：長寿いきがい課、介護保険課</b>
目的	認知症の人が、適切なケアマネジメントのもと、適切なサービスの提供を受けられることを目指します。	
内容	<p>地域ケア個別会議や自立支援地域ケアカンファレンスを開催し、アドバイザー等からの助言を通じて、認知症の人やその家族へのケアマネジメント力の向上を図ります。</p> <p>また、ケアプラン点検において、ケアマネジャーとの共同作業により認知症の人に提供されているサービス内容を点検し、適切なサービス提供へつなげます。</p>	

<b>4 - (6) 認知症高齢者への支給限度額上乘せサービスの実施</b>		<b>担当課：介護保険課</b>
目的	認知症の人が、在宅で必要なサービスを受けられることで症状が緩和され、安定した生活を送ることを目指します。	
内容	中重度の認知症の人に対して、国が定める居宅介護サービス費支給限度額に、一定額を上乘せして介護保険サービスを給付する支給限度額上乘せサービスを実施します。	

## 【現状と課題】

- 認知症の人やその家族が悩みを一人で抱え込み、地域において孤立することがないように、認知症状への適切な対応について学ぶとともに、認知症の人を介護する家族同士が悩みを共有できる取組が必要です。
- 高齢者虐待防止について広く市民に啓発するとともに、地域の多様な関係者や機関等によるネットワークを構築し、高齢者虐待の防止と早期対応に取り組む必要があります。
- 認知症の人の介護者の負担軽減のため、認知症の人とその家族が安心して外出できる環境づくりが必要です。
- 認知症の人の思いや考えを聞き、当事者に寄り添った地域づくりや各種取組の推進を図る必要があります。

## 【今後の方向】

認知症があっても尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の防止など、引き続き権利擁護の取組を推進します。

また、認知症の人を支える家族が、地域で孤立することがないように、介護する家族同士が気軽に相談したり、思いを共有できる取組を推進するとともに、安心して外出できる環境を整備することで、家族の負担軽減につなげます。

さらに、認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを進めていくために、本人同士が気軽に語り合える機会の創出を図るとともに、当事者の思いに寄り添いながら、各種取組を推進します。

## 基本目標 5 の到達目標

◎認知症高齢者等個人賠償責任保険登録者数	350人
【令和4年度末時点	268人】
◎本人ミーティングの実施	年4回開催
【令和4年度末時点	未実施】

※本人ミーティングについては、P27をご覧ください。



## 【行動計画】

<b>5 - (1) 認知症なんでも相談所の周知</b>		<b>担当課：長寿いきがい課</b>
目的	認知症の人の介護者の相談に応じることで、孤立を防ぎ、悩みや不安、ストレス等の負担軽減を図ります。	
内容	市ホームページや広報紙、各種講座等を通じて、多くの介護者等が気軽に相談できる「認知症なんでも相談所」を周知します。	

<b>5 - (2) 認知症カフェ等の推進</b>		<b>担当課：長寿いきがい課</b>
目的	認知症の人やその家族が気軽に語り合い、思いを共有したり適切な対応を理解することで、悩みの解決や孤立防止を目指します。	
内容	市ホームページや広報紙等を通じて、認知症カフェの周知啓発を行います。 また、「公益社団法人 認知症の人と家族の会」が実施しているつどいや電話相談等の周知を行います。	

<b>5 - (3) 家族介護教室の開催</b>		<b>担当課：長寿いきがい課</b>
目的	認知症の人を介護している家族の負担軽減と介護者同士のつながりづくり、孤立防止を目指します。	
内容	認知症の理解を深め、介護方法、対応方法等を学ぶ家族介護教室を開催します。 また、参加者同士の情報交換の時間を設け、介護をしている家族同士で気持ちを分かり合える場とします。	

<b>5 - (4) 認知症高齢者等探索システム等の啓発</b>		<b>担当課：長寿いきがい課</b>
目的	行方不明などの緊急時の対応への備えにより、認知症の人とその家族が安心して外出し、地域で暮らし続けることができる環境を整備します。	
内容	認知症の人の所在を探索できるGPS機器を無償貸与します。 また、外出時に行き先が分からなくなった際の手助けになる認知症ヘルプカードの周知啓発を行います。	

## 5 - (5) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の啓発

担当課：長寿いきがい課

目的	日常生活の偶然の事故等への備えにより、認知症の人とその家族が安心して外出し、地域で暮らし続けることができる環境を整備します。
内容	市が必要な費用を負担する認知症高齢者等個人賠償責任保険の加入者増加に向けた啓発を進めます。

### ■ ■ 認知症高齢者等個人賠償責任保険 ■ ■

認知症の人や認知症の疑いのある人が、日常生活における偶然の事故等によって、他人のものを壊したり、自転車事故などで相手方に損害を負わせてしまったり、線路内に立ち入り電車に接触して鉄道会社に車両損壊、遅延損害を与えたりなどして、法律上の損害賠償が発生した場合に、最大1億円を補償するものです。

加入対象者は、草津市認知症高齢者等見守りネットワークに登録している人のうち、草津市の住民基本台帳に記録されている人で、認知症の人あるいは認知症の疑いがある人です。

## 5 - (6) 成年後見制度の利用促進および支援

担当課：長寿いきがい課

目的	成年後見制度の利用促進や支援をすることによって、財産管理や介護サービスの契約手続き等ができない認知症高齢者の権利を守ります。
内容	成年後見制度に関する相談支援や普及・啓発活動を行うとともに、利用者のニーズに応じた支援体制の構築を図ります。 また、制度の利用にあたり、家庭裁判所への申立者がいない場合は、市長申立手続きを行い、経済的事情により制度利用が困難な場合は、申立費用や報酬の補助を行います。

### ■ ■ 成年後見制度 ■ ■

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度です。

制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うこととなりますが、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されています。

## 5 - (7) 高齢者虐待の防止

担当課：長寿いきがい課

目的	高齢者虐待防止の啓発や、虐待を受けている高齢者の早期発見、各種サービス・制度の利用につなげる等の支援を行うことで、高齢者の尊厳ある生活を確保するとともに、養護者の負担軽減等を図ります。
内容	高齢者虐待の防止と早期発見の重要性、相談窓口について、広報紙やリーフレット等による啓発を進めます。 また、高齢者虐待処遇検討会議における有識者からの助言を通じて、支援者の対応力向上を図ります。

## 5 - (8) 本人ミーティングの推進

担当課：長寿いきがい課

目的	本人の声から始めることで、すべての取組を本人がよりよく暮らせることにつなげるとともに、本人同士のつながりを深める契機とします。
内容	関係機関等と連携して、認知症の本人同士が気軽に語り合える機会の創出を図ります。

### ■■本人ミーティング■■

本人ミーティングは、認知症本人が自ら参加することで、本人同士が出会い、つながるとともに、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らしや地域のあり方を一緒に話し合う場です。

## 第5章 プランの推進

### 1. プランの周知

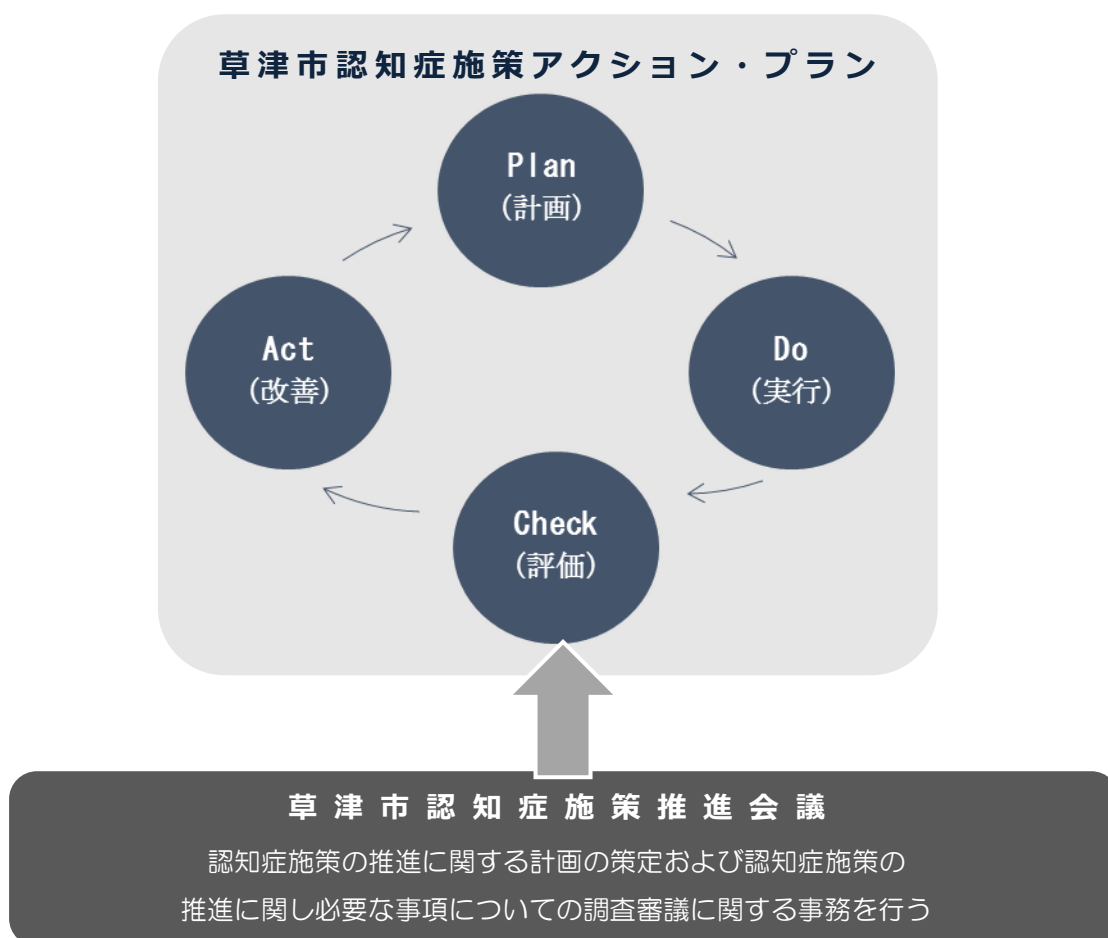
「認知症の人もその家族も安心して生活できるまちの実現」に向けて、広報くさつや市のホームページなどの媒体や、出前講座等の機会を通じて本プランの周知に努め、認知症に対する正しい理解が広がり深まるよう、広報活動を展開します。

### 2. プランの推進

プランの基本目標に向かって、市民をはじめとする各種団体との協働により、認知症に関する様々な取組を推進します。

また、毎年、PDCAサイクルによる計画－実行－評価－改善を繰り返すことで、実効性をさらに高める取組を進めます。

なお、プランの評価にあたっては、市民や関係者を構成員にもつ草津市認知症施策推進会議での審議を踏まえて、実施します。



# 資料

## 草津市認知症施策推進会議委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	金森 雅夫	立命館大学
医療関係者	宮川 正治 ※1	(一社) 草津栗東医師会
	中野 悦次 ※2	(一社) 草津栗東医師会
	上野 京	(一社) 草津栗東守山野洲歯科医師会
	服部 静香	(一社) びわこ薬剤師会
福祉関係者	アンドン 美加子	草津市主任介護支援専門員連絡会
	松永 将孝	滋賀県南部介護サービス事業者協議会
	新村 真喜子	滋賀県南部介護サービス事業者協議会
	田辺 晶	NPO 法人成年後見センターもだま
	中村 敏治	草津市民生委員児童委員協議会
	原田 節子	認知症の人と家族の会 滋賀県支部
	服部 勝義	草津市まちづくり協議会連合会
公募市民	青木 裕未	公募
	関根 秀子	公募
	渡邊 邦子	公募

※1 委員長

※2 副委員長

## 計画策定経過

	開催日時	主な審議事項
第1回	令和5年5月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津市認知症施策アクション・プラン第3期計画の実績・評価について</li> <li>草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画策定について</li> </ul>
第2回	令和5年7月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度実施介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果概要について</li> <li>草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画の素案について</li> </ul>

## 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

### (目的)

第1条 この条例は、認知症があっても安心なまちづくりの基本理念を定め、市の責務ならびに市民、事業者、地域組織および関係機関の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人およびその家族が安心して生活できるまちを実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 認知症の予防 認知症になるのを遅らせることまたは認知症になっても進行を緩やかにすることをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者または市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う企業その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 地域組織 町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された基礎的コミュニティやまちづくり協議会等、一定の地域に居住する者等で構成された自治組織をいう。
- (6) 関係機関 医療または介護を提供する事業所その他認知症の人およびその家族を支援する機関をいう。

### (基本理念)

第3条 市、市民、事業者、地域組織および関係機関（以下「各主体」という。）は、次に掲げる事項を基本理念として、認知症があっても安心なまちづくりに取り組むものとする。

- (1) 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現を目指すこと。
- (2) 認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくりを目指すこと。
- (3) 各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して、認知症があっても安心なまちづくりを進めること。

### (市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を実現するため、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、認知症に関する施策の実施にあたっては、認知症の人およびその家族の視点を尊重するとともに、市民、事業者、地域組織および関係機関と連携し、および協働して取り組むものとする。
- 3 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (市民の役割)

第5条 市民は、誰もが認知症になりうるものとして捉え、認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人とともに生きていくことへの理解を深めるよう努めるものとする。



- 2 市民は、認知症の人およびその家族が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるため、交流や見守り等市民相互の支え合い活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、認知症の予防を含めた認知症への「備え」に努めるとともに、市、事業者、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な教育を行い、認知症の人の特性に応じた適切な対応を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、認知症の人およびその家族が働きやすい環境で就労が継続できるよう努めるとともに、認知症の人の特性に応じた配慮の下で、社会参加および社会で活躍できる機会の創出に努めるものとする。
  - 3 事業者は、市、地域組織および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

- 第7条 地域組織は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人の見守りならびに認知症の予防に資する交流および活動ができる居場所づくり等の、地域での支え合いおよびコミュニティづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 地域組織は、市、事業者および関係機関が実施する認知症施策および取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

- 第8条 関係機関は、認知症に関する専門知識および技能の向上に努め、良質かつ適切なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 関係機関は、認知症の人の状態に応じ、各主体と相互に連携して適切な支援を切れ目なく行うよう努めるものとする。
  - 3 関係機関は、認知症の人およびその家族に対する相談体制を整えるよう努めるものとする。
  - 4 関係機関は、市、事業者および地域組織が実施する認知症施策および取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

(行動計画の策定)

- 第9条 市は、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、行動計画を定めるものとする。
- 2 行動計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8および介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により作成する計画の認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。
  - 3 市は、行動計画に基づく施策の実施状況および効果を定期的に検証し、必要に応じてその内容を見直すものとする。

(啓発の推進および人材育成)

- 第10条 市は、市民、事業者および地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、必要な広報および啓発活動を行うとともに、認知症の人およびその家族の思いを発信するものとする。
- 2 市は、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人およびその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するものとする。

3 市は、教育機関と協力して、子どもおよび若者への認知症に関する理解の促進を図るものとする。

4 市は、関係機関と連携し、医療および介護従事者の認知症対応力向上の促進を図るものとする。

(認知症の予防等)

第11条 市は、認知症の予防に資する活動を促進するための環境づくりを進めるとともに、認知症の予防に関する情報発信および啓発活動を行うものとする。

2 市は、地域組織が主体的に実施する認知症の予防を目的とした活動に対し必要な支援を行うものとする。

3 市は、認知症の早期発見およびその後の適切な支援の実施に向けて、相談および連携の体制づくりに取り組むものとする。

(地域づくりおよび社会参加の推進)

第12条 市は、認知症の人を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる地域づくりに必要な支援を行うものとする。

(1) 地域における日頃からの声かけや見守り等を通じた、共生への意識の醸成と認知症状を早期に発見できる体制づくりへの支援

(2) 認知症の人およびその家族が、地域の一員として地域での活動や交流を続けることができる環境づくりへの支援

(3) 認知症の人を含む誰もが社会での役割または生きがいを持ち、その有する力を最大限に活かせるような社会参加の場の確保への支援

(認知症の人およびその家族への支援)

第13条 市は、認知症の人およびその家族が気軽に相談できる体制づくりや交流できる環境づくりに取り組むものとする。

2 市は、適時、認知症の容態に応じた適切な支援の早期実施に向けて、関係機関等の連携および協力の体制づくりに取り組むものとする。

3 市は、認知症の人の判断能力に配慮した成年後見制度等の権利擁護の取組を推進するものとする。

4 市は、認知症の人およびその家族が安心して外出できる環境づくりに取り組むものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。





草津市は 誰もが生きがいをもち、健やかで  
幸せに暮らすことのできるまちを目指しています

## 草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画

(令和6年度～令和8年度)

編集・発行：草津市健康福祉部長寿いきがい課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

(TEL) 077-561-2372

(FAX) 077-561-2480

(Eメール) choju@city.kusatsu.lg.jp